事前申請時の工事前領収に係る理由書

令和　　年　　月　　日

（あて先）大阪市長

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

担当者

　　 　　　　　　では、従前から着工前に工事費を受領しており、その領収をもって着工していることから、工事前の領収が必要であるため。

　なお、工事内容に何らかの変更があった場合や、介護保険住宅改修費の事前申請において支給対象となる工事が変わった等により金額に変更が生じた場合は、その旨を早急に浪速区役所保健福祉課（介護保険担当）宛て連絡し、必要書類を再提出します。

　上記、工事前領収について、承諾します。

被保険者番号

被保険者住所

被保険者氏名